

75歳以上の方と65歳～74歳で  
一定の障がいのある方が対象

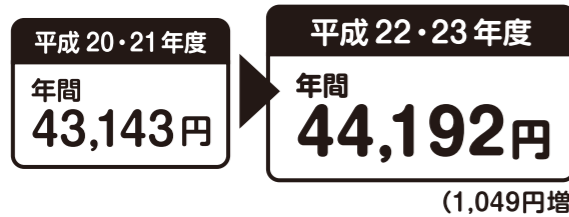
# 後期高齢者医療制度



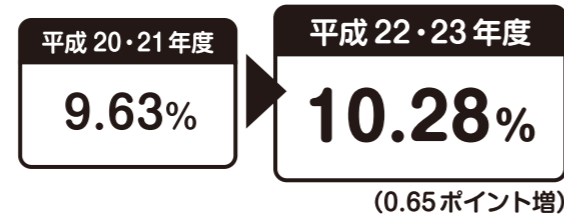
## 保険料率が変わります

加入者の方に納めていただく保険料は、2年ごとに保険料率を決めることとなっています。  
平成22・23年度の保険料率が、広域連合の議会において決まりましたのでお知らせします。

### ◆均等割（加入者が等しく負担）



### ◆所得割（加入者の所得に応じて負担）



※新しい保険料の額は6月～7月に個別にお知らせします。

### 保険料の計算方法

$$\text{1年間の保険料 (100円未満切捨て)} = \text{均等割額 44,192円} + \text{所得割額 (所得 - 33万円) × 10.28\%}$$

- 1年間の保険料の上限額は50万円です。
- 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

※制度開始前の老人医療費が北海道の平均より20%以上低かった15市町村は、上記よりも低い保険料率で設定しています。

### 保険料の軽減 (軽減の内容は平成21年度と変更ありません。)

- 均等割の軽減**
- 軽減は、加入者と世帯主の所得の合計で判定します。
  - 加入者ではない世帯主の所得も判定の対象になります。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	平成21年度 (軽減後年額)	平成22・23年度 (軽減後年額)	比較 (軽減後年額)
33万円かつ加入者全員が年金収入80万円以下で他の所得がない	9割軽減	4,300円	4,400円	100円増
33万円	8.5割軽減	6,300円	6,600円	300円増
33万円 + (24万5千円 × 世帯主以外の加入者数) ※単身世帯の方は、該当しません。	5割軽減	21,500円	22,000円	500円増
33万円 + (35万円 × 世帯の加入者数)	2割軽減	34,500円	35,300円	800円増

※保険料の計算は、均等割額と所得割額を合算後に100円未満を切捨てます。

### 所得割の軽減

- 加入者個人の所得で判定します。

所得が次の金額以下の方	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	5割軽減

### 被用者保険の被扶養者だった方の軽減

- この制度に加入したとき、サラリーマンなどの健康保険の被扶養者だった方は、所得割はかからず、均等割が9割軽減となります。

お問い合わせ

お住まいの市町村の後期高齢者医療制度担当課または  
**北海道後期高齢者医療広域連合**

〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館内  
【電話】011-290-5601 【FAX】011-210-5022  
【ホームページ】<http://iryokouiki-hokkaido.jp/>